

# ひとり親家庭のための各種サービスのご案内

区では、ひとり親家庭の皆さんを対象に、別表1・2のとおりさまざまな手当の支給やサービスなどの提供を行っています。

各種手当やサービスなどについて、詳しくはお問い合わせください。

子育て支援課子育て支援係

☎(3546)5350

別表1 各種手当

制度	児童扶養手当	児童育成手当	ひとり親家庭医療費助成
内容	手当月額(平成28年4月1日現在) 児童1人 42,330円~9,990円 児童2人 47,330円~14,990円 以下対象児童1人増加につき3,000円加算	児童1人につき 月額 13,500円	健康保険対象の医療費の一部を助成します。 ・非課税世帯 自己負担なし ・課税世帯 1割を自己負担
対象	次の事由に該当するひとり親家庭、またはこれに準ずる家族 ◎児童が施設(保育園などの通所施設を除く)に入所している場合を除く。 ◎所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。		
ひとり親家庭などになった事由	・父母が離婚している ・父または母が死亡している ・父または母に重度の障害がある ・父または母が生死不明である ・父または母が児童を1年以上遺棄している ・父または母が保護命令を受けている ・父または母が1年以上拘禁されている ・婚姻によらないで出生した児童を扶養している(事実上婚姻と同様の関係にある場合を除く)		
対象児童の年齢	18歳に達した後の3月31日(児童が中度以上の障害を有する場合は20歳未満)まで	18歳に達した後の3月31日まで	18歳に達した後の3月31日(児童が中度以上の障害を有する場合は20歳未満)まで
その他	平成15年4月1日現在で事由の発生から5年を経過している場合は、正当な理由がある場合を除き申請できません。	—	健康保険に加入していることが必要です(生活保護世帯を除く)。

別表2 各種サービス

ひとり親家庭ホームヘルプサービス	事業内容	ひとり親家庭で日常生活を営むのに著しく支障が生じたときに、ホームヘルパーを派遣します。
	対象者	義務教育終了前の児童がいるひとり親家庭
	派遣要件	以下のいずれかに該当するとき ・ひとり親になってから2年以内で、生活環境が激変したため日常生活を営むのに支障が生じているとき ・技能習得のため、職業能力開発センターなどに通学しているとき ・就職活動を行うとき ・ひとり親または児童が、一時的な病気、事故、災害などで一時的に支援が必要とき ・冠婚葬祭、学校行事などで一時的に支援が必要とき
	支援の内容	育児、家事(食事の支度・洗濯・掃除)、身の回りの世話など
	派遣時間	午前7時から午後10時までの間で、2時間以上8時間以内(1時間単位)
	派遣回数	原則として月12回まで
	利用者負担金	申請者本人の所得に応じた費用負担があります。
ひとり親家庭休養ホーム	事業内容	ひとり親家庭の方がレクリエーションや休養のために区の指定した施設を利用する際に、利用料金を助成します。
	対象者	児童育成手当を受給している方および手当の支給対象児童(3歳未満の方は対象外)
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	事業内容	母子家庭の母または父子家庭の父の就労促進のため、区が指定する教育訓練講座を受講する場合に、費用の一部を助成します。
	対象者	児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にあり、20歳未満の児童を扶養している方
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	事業内容	母子家庭などの母または父子家庭の父の就業に有利な資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、訓練促進給付金を支給します。
	対象者	児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にあり、20歳未満の児童を扶養している方
ひとり親家庭相談	対象となる資格	看護師、介護福祉士など
	助成額	訓練促進給付金(月額) 住民税非課税世帯 141,000円、住民税課税世帯 70,500円 修了支援給付金 住民税非課税世帯 50,000円、住民税課税世帯 25,000円
ひとり親家庭相談	事業内容	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の自立に必要な相談や助言を行っています。
	日時 場所	月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時~午後5時 区役所6階子育て支援課

# ぜんそくくせいの日

日時 8月5日(金)  
午前8時~午後6時

◎講習会は7月29日(金)と8月23日(火)の午後4時~6時

場所 千葉県富津市マザー牧場、君津市内みのわ運動公園

対象 区内在住で、医師に気管支ぜんそくと診断されている小学校1年生から中学校3年生までの児童・生徒

内容 子どもたちが医師など専門スタッフのもとでぜんそくに関する知識・呼吸法などを学

び、自然環境の中で楽しみながら健康の増進を図るとともに、自己管理方法を習得することを目的としています。また、キャンプ当日だけでなく、前後に講習会を設けキャンプ中に行うぜんそく体操などを親子で体験し、日常生活で役立つ予防・発作対策などを身に付けます。

定員 30人(申し込み多数の場合)

費用 昼食代として千円(事前講習会で支払います)

申し込み方法 5月11日(水)から6月10日(必着)までに区役所4階福祉保健部管理課保健係にある参加申込書に記入して持参、郵送、または区のホームページ

の電子申請から申し込み。

◎参加申込書は区のホームページからダウンロードすることもできます。

◎講習会に参加できない方は、申し込みはできません。参加が決定した場合は、主治医に参加の可否を問い合わせます。

# 高齢者の地域見守り活動実施団体の募集

区では、1人暮らし高齢者の方などが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の皆さんによって行われている「地域見守り活動」に対し支援を行っています。

これから取り組みを始めた、また取り組みを充実したいとお考えの団体は、ご連絡ください。

対象団体

地域の方がおむね5人以上で組織する団体

◎少人数の取り組みからでも対象としていますので、ご相談ください。

見守り対象高齢者

65歳以上の1人暮らし、または高齢者のみ世帯の方など、おむね10人以上

活動内容

- 見守り対象者のご自宅への訪問やまち中見かけなどの声掛け、集会所で対象者参加のお茶会を開く活動など
- 見守り対象者の様子が「変だな」と気付いたときのおとしより相談センターへの相談や連絡など
- 緊急時の警察・消防への通報など
- おとしより相談センターへの定期的な活動報告など

区の支援内容

- 見守り対象者1人につき年間3千円を上限に助成します。
- 見守り対象者への誕生日などのプレゼント代、お茶会を開く場合のお茶代、団体の通信費や打ち合わせ経費など活動団体の運営費に利用できます。

詳しくはお問い合わせください。

平成28年度見守り活動実施団体

- 東日本橋三丁目橋町あんしん協力員会
- 都営勝どき六丁目アパート自治会あんしん協力員会
- 晴海ビュータワーさくら会あんしん協力員会
- 佃二丁目五号棟自治会あんしん協力員会
- 箱崎町箱四町会あんしん協力員会
- 勝どき町会あんしん協力員会
- コスモ東京ベイタワーあんしん協力員会
- ハイッ日本橋中洲あんしん協力員会
- 佃リバーシティいきいきクラブあんしん協力員会
- アーバンタワー自治会あんしん協力員会
- 都営勝どき5丁目アパート自治会あんしん協力員会
- 浜町三丁目東部町会あんしん協力員会
- ザトウキョウタワー音和会あんしん協力員会
- 月島四丁目住宅自治会あんしん協力員会
- クレストクラブあんしん協力員会
- シャンポール第二築地あんしん協力員会

◎この地域にお住まいで、見守りを希望される高齢者の方は、区までお問い合わせください。

介護保険課地域支援係

☎(3546)5379